

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成27年2月25日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人クリエイター育成協会

(2) 代表者の氏名

栗原 敏彰

(3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区東塩小路町607-10 サンプル京都ビル4F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の方々にパソコン、インターネット、ネットワークの基礎や技術を習得する場の提供および、それら技術を教育機関や個人で習得された方、これから習得を目指される方々に対して習得する場所の提供、習得したまたは習得中の技術を生かした就職、起業、地域活動を行うにあたりさらなる知識、技術、経験を取得するための教育の場の提供および、パソコン、インターネットを使った地域のつながりの形成ならびに社会貢献できるクリエイター、技術者の育成に関する教育事業を行い、育成技術者、育成クリエイターによる取得した技術を使い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成27年2月12日

(文化市民局地域自治推進室)